



いつでも どこでも カンタン に！

4月1日(木)から
スマートフォンアプリから清瀬市の
市税等の納付ができるようになります

窓口に行かなくていいから
便利だね！



令和3年4月1日から、スマートフォンのアプリを利用して、窓口に出向くことなく、市税等の納付をすることができるようになります。☎徴収課徴収係 ☎042-497-2044

利用可能なスマホアプリ


PayPay




請求書支払い



 楽天銀行




PayB



対象 科目	市・都民税（普通徴収）	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（種別割）
	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料
		保育料	学童クラブ育成料

ご利用までの流れ

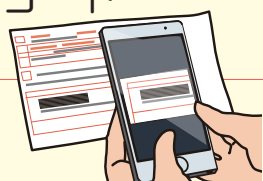
1 スマートフォンなどに専用
アプリをインストールする



2 インストールしたアプリから
利用登録を行う



3 アプリを起動し、納付書に
印字されているバーコード
を読み取る



4 納付金額などの内容を確認し、
決済を行う

注意していただきたいこと

- ◆スマホ決済での納付は領収証書は発行されません。領収証書や軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）が必要な方は、納付書裏面に記載がある金融機関またはコンビニエンスストアなどで納付してください。
- ◆納付期限や使用期限の過ぎた納付書、バーコードが印字されていない納付書では納付できません。

コンビエンスストアで納付できる
市税等の科目が追加されます

清瀬市の市税（一部税目を除く）は、すでにコンビニエンスストアにて納付可能ですが、令和3年4月1日から以下の料金についても、コンビニエンスストアで納付することができるようになります。

【追加科目】介護保険料・後期高齢者医療保険料・保育料・学童クラブ育成料

※納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるものは、コンビニエンスストアでは納付ができません。

※納付期限や使用期限の過ぎた納付書、バーコードが印字されていない納付書では納付できません。

☎介護保険料＝介護保険課管理係 ☎042-497-2079、後期高齢者医療保険料＝保険年金課高齢者保険係 ☎042-497-2050、保育料＝子育て支援課保育・幼稚園係 ☎042-497-2086、学童クラブ育成料＝生涯学習スポーツ課児童青少年係 ☎042-497-2089